西尾レントオール株式会社と大阪市住之江区とのパートナーシップ協定書（案）

（目的）

第１条 この協定は、西尾レントオール株式会社及び大阪市住之江区（以下「両者」という。）が包括的な連携のもと、相互に協力し、活力ある地域社会の形成と発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第２条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。 （１）まちづくりに関すること

（２）魅力発信に関すること

（３）教育に関すること

（４）医療と健康に関すること

（５）安全安心なまちづくりに関すること

（６）その他、両者の施策事業との連携など、前条の目的を達成するために必要な事項

（禁止事項）

第３条 西尾レントオール株式会社が取組を行うにあたっては、次の各号に該当してはならない。

（１）法令又は公序良俗に反すること、又は反するおそれがあること

（２）政治活動又は宗教活動を伴うもの

（連携期間）

第４条 本協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、本協定の満了日の３ヶ月前までに、住之江区及び西尾レントオール株式会社のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに１年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第５条 両者は、連携事項の検討・実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、報道機関等の第三者へ連携協力事項に関する公表を行う際は、予め両者でその対応を協議する。

（協定の解除）

第６条 本協定の実施にかかり、両者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、第４条の規定にかかわらず、協定を解除することができる。

（１）政治的行為を行ったと認められる場合

（２）法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

（３）暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第３条各号に掲げる者に該当する場合 （４）その他住之江区長が認める場合

（協議）

第７条 本協定に定めるもののほか、住之江区パートナーシップ協定要綱を遵守し、 連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、両者が協議して別に定める。

本協定の締結を証するため、協定書２通作成し、署名のうえ、各々１通を保有する。

令和３年3月1日

西尾レントオール株式会社 　　　　　　　　　 大阪市

代表取締役社長 　　　　　　　　　 　　 住之江区長

西尾　公志　　　　　　　　　　　 　末村　祐子